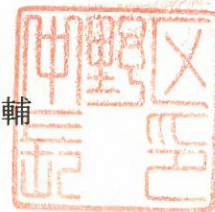


29 中都計第 1296 号
平成 30 年 1 月 18 日

中野区都市計画審議会
会長 矢島 隆 様

中野区長 田中 大輔



中野区都市計画審議会への諮問について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 77 条の 2 第 1 項、同法第 19 条第 1 項及び同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、下記の都市計画の案について諮問いたします。

記

- 1 東京都市計画公園中中野第 2・2・8 号本町二丁目公園の変更（中野区決定）
〔理由〕
防災機能を備えた都市計画公園の配置、利用を検討の結果、災害時における防災機能の強化と平常時における利便性の向上を図るため、公園の変更を行う。
- 2 東京都市計画地区計画沼袋区画街路第 4 号線沿道地区地区計画の決定（中野区決定）
〔理由〕
沼袋区画街路第 4 号線沿道地区において、にぎわいのある市街地の形成や防災性の向上を図るとともに、土地の合理的かつ健全な利用を推進するため、地区計画を定める。
- 3 東京都市計画用途地域の変更（東京都決定）
〔理由〕
東京都知事から平成 29 年 1 月 8 日付 29 都市政土第 710 号により意見照会があり、回答するため。
- 4 東京都市計画高度地区の変更（中野区決定）
〔理由〕
沼袋区画街路第 4 号線沿道地区地区計画の決定に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、高度地区を変更する。

5 東京都市計画防火地域・準防火地域の変更（中野区決定）

〔理由〕

沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画の決定に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更する。

6 東京都市計画地区計画平和の森公園周辺地区地区計画の変更（中野区決定）

〔理由〕

本地区計画の一部区域について、新たに都市計画決定する沼袋区画街路第4号線沿道地区地区計画区域に編入するため、当該区域を削除する。

以上